



# CHUGIN GLOBAL NEWS

ちゅうぎん海外ニュース

2026 JAN (Vol.104)

## CONTENTS

海外拠点ニュース AI エージェントが変える「お金の世界」～3つのキーワードで読み解くアメリカ金融業界の今～	2
株式会社中国銀行 ニューヨーク駐在員事務所	
新興国ニュース 第 104 回 海外最新ビジネス情報	5
株式会社東京コンサルティングファーム	
マレーシア：SST アップデート 2026 年度予算案 続き	10
Kato Business Advisory Managing Director (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)	
日本国公認会計士 加藤 芳之氏	
迫る 2027 年 PSAK 改正—インドネシア会計はどう変わるのか—	12
PT. BridgeNote Indonesia (マイツグループ) 榎 颯馬氏	
タイ会計税務関連最新情報アップデート	14
Asia Alliance Partner Co.,Ltd.(AAP) (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)	
世界に発信された竹足場の真実：香港の伝統技術と近代化の波	16
香港マイツビジネスコンサルティング	
中国出張時のビザ免除政策が延長に！	18
～商業・貿易等を目的とした中国 30 日以内の短期滞在に対する、入国ビザ免除の延長、並びに関連事項の注意喚起～	
株式会社マイツ 国際事業部 中国室室長 米国公認会計士 古谷 純子氏	



株式会社 中国銀行  
岡山県岡山市北区丸の内1-15-20

TEL:086-234-6539

香港支店  
シンガポール支店  
ニューヨーク駐在員事務所  
上海駐在員事務所  
バンコク駐在員事務所

cbk\_hkbr@fr-chugin.jp  
cbk\_sgrep@fr-chugin.jp  
cbk\_ny@fr-chugin.jp  
cbk\_sh@fr-chugin.jp  
cbk\_bang@fr-chugin.jp

- 本情報は、作成時の情報に基づくもので一部内容に変更がある場合があります。
- 本情報は、信頼できる資料により作成しておりますが、当行がその正確性、安全性を保証するものではありません。
- 本情報は、当行都合により通知なしに内容の変更・中止を行うことがあります。
- 本情報は、法律の定めのある場合または承諾のある場合を除き、複製・複写することはできません。
- 本情報は、お客さまへの情報提供のみを目的としたもので、取引の勧誘を目的としたものではありません。
- お取引に関する最終決定は、お客さまご自身の判断でなされますようお願い申し上げます。
- 本情報についてのご照会は、最寄りの中国銀行の本支店、国際部または海外駐在員事務所までお願いします。



## 海外拠点ニュース

### AI エージェントが変える「お金の世界」 ～3つのキーワードで読み解くアメリカ 金融業界の今～

株式会社中国銀行 ニューヨーク駐在員事務所

AI という単語を日々の生活の中で聞かない日はないと思います。

2025 年 10 月、世界 80 カ国以上から 11,000 人以上が集まった Money20/20 USA に参加してきました。そこで語っていたのは、もはや「AI を使うか使わないか」ではなく、「AI エージェントとどう共存するか」という新しい問い合わせでした。

#### キーワード 1：「IF」から「HOW」へ

#### — AI 導入は前提になった —

ラスベガスのカンファレンス会場で最も印象的だったのは、もはや誰も「AI を導入すべきか?」とは問わなくなっていたことです。



Citibank(シティバンク) は 18 万人の従業員全員に AI ツールを提供し、週 10 万時間の生産性向上を実現しているそうです。重要なのは技術そのものではなく、「従業員が新しいツールを受け入れる文化をどう作るかだ」とのこと。

彼らは「AI アクセラレーター」と呼ばれる 4,000 人のコミュニティを組織し、現場から改善提案を吸い上げる仕組みを作りました。同社 CEO は「AI は仕事を奪うものではなく、釣り方を教えてくれるもの」と表現しました。

日本への示唆：技術導入よりも、組織文化の変革が成否を分けることになり、段階的な導入とエンジマネジメントが鍵となる。

#### キーワード 2 : KYA (Know Your Agent)

#### — 60 億の AI エージェントが登場する世界 —

会場でたびたび耳にしたのは、「KYA (Know Your Agent)」という概念です。

これは従来の金融業界の「KYC (Know Your Customer/顧客確認)」から派生した考え方で、2024 年頃から議論が始まり、2025 年に入って急速に実装が進んでいます。人間の代わりに 60 億もの AI エージェント(代理人)が取引を行う時代に、「そのエージェントは誰の指示で動いているのか?」「本当に信頼できるのか?」を検証するフレームワークです。

近い将来、私たち一人ひとりが複数の AI エージェントを持ち、それらが自律的に買い物をし、契約の締結、金融取引までも行ってしまう世界が想定されています。

消費者の視点から具体例を挙げると、あなたが自分の AI エージェントに「今週の夕食の材料を予算 5,000 円で購入しておいて」と指示したとしましょう。エージェントはどの店を選ぶでしょうか？もし詐欺的なエージェントが「本物(あなた)」を装って、あなたの口座から勝手に買い物をしたら？誰が責任を取るのでしょうか？

一方、あなたが EC サイトを運営しているとしましょう。事業者の観点からは、ある日 AI エージェントから大量の注文が入ったとすると、それは本当に正規ユーザーからの指示なのか？不正なボットからの発注ではないのか？返品やクレーム時、誰と交渉すればいいのか？このような問題が発生する世界が間近に迫っているのです。

Meta(旧 Facebook) の KYC 責任者は次のように警告しています。「善意のエージェント型買い物客を、



不正なソフトウェアと区別することが新たな課題になる」と。

#### KYAで確認すべき3つのポイント:

1. エージェントの認証: そのエージェントは正規のものか(開発者IDや取引履歴で検証)
2. 委任された権限: 消費者が本当に許可したのか(どこまでの権限を与えたか)
3. 説明責任: 問題発生時、誰が責任を負うのか(消費者? 開発者? プラットフォーム?)

#### キーワード3:「見えない体験」が価値になる

##### —信頼とUX(顧客体験)の統合—

もう一つの重要なトレンドは、優れた体験とは「何も感じさせない体験」だという認識です。取引の約80%がモバイルアプリ経由で行われる今、不正検知やリスク管理は裏側で完璧に機能しながら、ユーザーには一切のストレスを与えない。これが新しい競争優位性となっています。

ある決済プラットフォーム企業の責任者は「リスク管理とは、顧客体験の裏側で適切なシグナルを適切なタイミングで注入し、意思決定を行うことだ。顧客には何も感じさせない——それが理想だ」と語っていました。

しかし、AIの普及により不正の巧妙さも増しており、生成AIを使った詐欺テンプレートが公開され、不正行為が一般層にまで拡大しています。

#### カギとなるのは視点の転換:

消費者サイドから見るとあなたが何もストレスを感じずに入力できるなら、その裏側で高度なAIがリスクを判断し、守ってくれているという意識や視点が必要になるでしょう。

一方で事業者サイドにとっては受動的(Reactive)「不正が起きてから対処」ではなく、能動的(Proactive)な「不正を未然に防ぐ」防御体制への転換が生き残りの条件となります。

#### アメリカが向かう方向—変化を「喜ぶ」文化—

U.S. BankのCEOの言葉が印象的でした。

「私たちは変化を恐れるのではなく、喜ぶ(Embrace)べきだ。混乱と不連続性の時代に勝者になるのは、変化を味方につける者だ」



興味深いのは、従来の銀行とフィンテック企業が敵対するのではなく、競争しながらも協業を通じて相互に改善している点です。個人間送金サービスなどで、銀行業界が連携してフィンテック企業に対抗する事例も生まれています。

そして何より、アメリカでは規制環境が明確化されつつあります。GENIUS Act\*(ステーブルコイン法案)が超党派で可決されたことは、デジタル資産が「実験的な存在」から「制度化された金融インフラ」へと移行する大きな転換点となっています。

\*GENIUS Act: 連邦レベルでステーブルコイン発行体に対する規制フレームワークを定める法案。決済手段としてのデジタル資産の位置づけを明確化し、イノベーション促進を目指しつつ、米ドル覇権の維持を目指すアメリカの国家戦略。

#### 日本への問いかけ

世界は「AIを使うかどうか」という段階をとうに超え、「AIエージェントとどう共存するか」という次のフェーズに入っています。日本企業にとっての課題は技術ではなく、むしろ、

- ・ 変化を喜ぶ組織文化をどう作るか
- ・ エージェント型経済に対応するインフラをどう整備するか



- ・ 部門や系列ごとに分断されたデータをどう統合するか  
がカギになってくるでしょう。

多くの AI 関連企業が開発にしのぎを削っていますが、ラスベガスで目にした新しい技術やサービスはまだまだ有象無象の段階にも見えました。

準備は今日からでも始めますが、それは焦つて飛びつくことではなく、トレンドを冷静に見極めながらご自身の準備と（経営者なら）組織内部の準備を着実に進めることです。マインドチェンジを段階的に促し、変化を恐れることなく日々の取り組みを実践する。その土台があつてこそ、適切な技術・サービスを適切なタイミングで導入できるでしょう。

#### ニューヨーク駐在員事務所

所在地：

420 Lexington Avenue Room 1632,

New York, NY 10170 USA

TEL : 212-371-7700



## 新興国ニュース

## 第104回 海外最新ビジネス情報

株式会社東京コンサルティングファーム

今回はミャンマー、マレーシア、インドネシアの最新情報を届けいたします。ぜひご一読ください。

～ミャンマー～■ミャンマー沖で天然ガス試掘計画進行中

ミャンマー沖では、3本の海上井戸を用いて2026年9月をめどに天然ガスの試掘が行われる計画が進んでいます。今回の掘削は本格採掘ではなく、資源量を確かめるための「試掘」段階ですが、成功すれば大規模なガス田の存在が確認される可能性があり、国内外から注目を集めています。

今回の試掘が重要視されている理由は、まず世界的なエネルギー需要の高さにあります。天然ガスは発電や産業分野で欠かせないエネルギー源であり、もし豊富な埋蔵量が確認されれば、ミャンマーのエネルギー自給や輸出による収入増加に直結する可能性があります。そのため、この試掘は国の経済にとって大きなチャンスとなり得ます。

しかし同時に、懸念も存在します。海洋での掘削は環境への影響や事故リスクが避けられず、適切な対策が求められます。また、ミャンマー国内の政治・社会状況を踏まえると、資源の管理や利益分配が透明に行われるかどうかも大きな課題となります。国際的には脱炭素の流れも強まっており、化石燃料の開発に対する視線は厳しさを増しています。

とはいえ、この計画はミャンマーが持つ資源ボテンシャルが再評価されていることを示す動きでもあります。試掘が成功すれば、将来的にはインフラ整備や産業発展など、国の長期的な成長に繋がる可能性があります。今後は、試掘の結果、環境影響への配慮、公正な利益分配などが重要な注目ポイントとなります。

■タイ外相がネピードーを電撃訪問。ミャンマー軍トップと何を語ったのか？

2025年12月7日、タイのシハサック外相がミャンマーの首都ネピードーを日帰りで訪問し、ミャンマー軍トップのミン・ウン・フライン総司令官をはじめ複数の軍幹部と個別に会談を行い、大きな注目を集めています。タイ外務省によると、協議では国境地域の安定確保、越境経済の強化、大気汚染への対応、治安および経済分野での協力強化が主なテーマとして取り上げられ、特にメソート～ミヤワディ地域で急増している特殊詐欺“KKパーク”関連の犯罪対策における両国の連携強化が重視されたとされています。一方でミャンマー側の発表では、国境貿易や環境保全に加え、「自由で公正な選挙の実施に向けてタイが支援すること」が議題に含まれていたとされ、外務省発表との内容に差異がみられました。シハサック外相は11月下旬に軍政の準備する選挙について「自由かつ信頼を得られる選挙にはならない」と批判的な姿勢を示していましたが、今回の会談では「選挙が政治的転換の一部となることを期待する」と述べ、軍政のプロセスを一定程度容認するような柔軟な姿勢を示しています。こうした発言は外交的バランスを意識したものであるとも受け取れ、今後タイがミャンマー情勢にどのように関与していくのか注目されています。



## ～マレーシア～

### ■2025年12月7日最新E-Invoice施行について

マレーシアのE-Invoiceは大企業から既に導入が開始されており、2025年1月には過去の暦年ににおける売上が1,000,000RM以上の企業に対して導入が決定しております。

また、最新のE-Invoiceガイド(2025年12月7日)によると、売上1,000,000RM未満の企業は当面の対象外とされています。

以下、E-Invoiceの概要を体系的にまとめましたのでご確認いただければと存じます。

#### 1. 概要

マレーシア政府(LHDN)が導入する電子インボイス(E-Invoice)制度は、すべてのビジネス取引をオンラインで税務局に報告し、承認後に正式なインボイスとする仕組みです。

従来の紙やPDFによる発行とは異なり、LHDNのデータベースへリアルタイムで取引情報を登録し、承認を受ける必要があります。

#### 2. 目的

E-Invoice導入の主要目的は下記のとおりです。表向きには「企業のガバナンス強化」とされていますが、実質的には税務コンプライアンスの強化が最大の目的となっています。

##### 1. 取引の透明性向上

すべての売上をリアルタイムでLHDNに報告し、申告漏れや架空計上を防止。

##### 2. 税務コンプライアンスの強化

#### 3. 企業のデジタル化促進

データベース化により経理処理の効率化、紙のインボイス運用の廃止。

#### 4. 請求・支払プロセスの標準化

全国で統一されたフォーマットにより取引を管理。

#### 3. 対象企業

##### ■導入スケジュール

###### a) 既存企業

2025年7月1日：

売上2,500万RM超～5百万RM以下(施行済み)

2026年1月1日：

売上1,000,000RM超～5,000,000RM以下

当面除外：売上1,000,000RM未満

※上記は2022年度の課税年度売上を基準としています。

###### b) 新設企業(2023-2025年設立)

年間売上高が1,000,000RM以上の場合、2026年7月1日から導入

###### c) 2026年以降の設立企業

原則：2026年7月1日または業務開始日

初年度売上が1,000,000RM未満の場合：

売上が1,000,000RMに達した年度の翌年1月1日から導入

##### ■ 免除規定と例外

2025年12月7日のガイドラインでは、原則として売上1,000,000RM未満の企業は免除とされています。



しかし、以下の例外規定があり、日系企業では特に注意が必要です。

以下のいずれかに該当する場合、売上が1,000,000RM 未満であっても 2026 年 7 月 1 日から E-Invoice を開始する必要があります。

- a) 個人以外の株主（法人など）を有し、年間売上高が 500,000RM 以上の企業
- b) 年間売上高 500,000RM 以上の親会社を有する子会社
- c) 年間売上高 500,000RM 以上の関連会社またはジョイントベンチャーを有する企業

日系企業の場合、株主が法人であるケースが多いため、この例外規定には特に注意が必要です。

#### 4. E-Invoice の実装方法

E-Invoice の実装は、大きく以下の 2 パターンに分けられます。

##### (A) MyInvois Portal (無料)

LHDN 提供のオンラインポータル

小規模事業者向け

特徴：

- ・ 無料で利用可能
- ・ 手入力で 1 件ずつ登録
- ・ 大量取引には向き

##### (B) API Integration (システム連携)

会計ソフト・ERP と直接連携して自動送信

中～大規模事業者向け

特徴：

- ・ 大量の請求書を自動送信
- ・ ERP・POS などと連携
- ・ LHDN との API 接続が必要

#### 5. E-Invoice 導入手順

STEP 1 : TIN (Tax Identification Number) の確認

- ・ MyTax アカウントの準備

STEP 2 : MyInvois Portal への登録

- ・ MyInvois にアクセスし、企業として初回登録を実施

上記は E-Invoice 開始前に必ず行う必要があります。

現状、多くの企業が E-Invoice 導入に慎重な姿勢を取っており、政府も小規模事業者に対しては免除措置や対象範囲の見直しを行っています。

そのため、今後も当局による追加改正の可能性は十分にあります。

しかし、例外規定に該当する企業や、売上規模が基準値に近い企業は、早めの準備が必要となります。



## ～インドネシア～

### ■OSSにおける役員情報更新義務と株主変更時の承認プロセス強化について

インドネシア政府は企業情報の透明性向上とガバナンス強化を目的として、オンライン許認可システムである OSS-RBA (Online Single Submission - Risk Based Approach : リスクベース事業許可制度) の機能改修を段階的に進めております。その結果、企業が OSS を利用する際の実務に大きな影響が生じる変更が複数導入されています。本ニュースレターでは、特に問い合わせが多い「役員情報の更新要求」と「株主変更時の自動通知・承認プロセス」の 2 点について、改定内容と背景をまとめてご案内いたします。

まず、2023～2024 年頃より多くの企業で、OSS 上にて 取締役 (Direksi) およびコミサリス (Komisaris : 監督役) 情報の更新要求が表示されるケースが増えています。これは、企業情報を管理する法務人権省の法人データベース AHU (Administrasi Hukum Umum : 法務一般管理システム) と OSS のデータ同期が強化されたことが主因です。AHU 上の法人情報と OSS 上の情報が一致しない場合、システムが自動的に更新を促す仕様へと変更されたためです。また、国際基準に基づき企業の最終的な支配者を把握する BO (Beneficial Owner : 実質受益者) 管理が国家的に強化されていることも背景にあり、役員・所有者情報の適切な更新がこれまで以上に重要となっています。

次に、企業運営に直接影響する大きな変更として、2024 年頃より 株主構成変更時の自動通知・承認プロセスが導入されています。OSS 上で株主情報を変更すると、既存株主全員へ自動的にメールが送信され、各株主が OSS へログインし承認操

作を行わなければ、手続きが完了しない仕組みとなりました。この新機能は、株主間での無断の株式移転や情報不一致による紛争を防止し、企業の所有構造の透明性を確保することを目的としています。従来のように担当者が OSS で登録すれば完了する方式ではなく、株主全員による明示的な承認が必須となる点が大きな変更点です。

これらの制度変更はいずれも、インドネシア政府のデジタル統合政策および企業ガバナンス強化の方針に沿って実施されております。企業としては、OSS・AHU・公証人書類の情報が一致しているかを定期的に確認し、役員・株主変更時には事前に関係者との調整や承認体制の整備を行うことが重要です。OSS の仕様変更により、従来よりも慎重な管理が求められるため、今後の手続きにおいて早めの確認をおすすめします。

### ■Coretax完全稼働初年度における IITR(年次所得税申告)

インドネシア税務当局 (DGT : 税務総局) が導入を進めてきた新税務システム Coretax (コアタックス) は、今年度より実務上完全稼働と位置づけられており、本年度は Coretax を前提とした初めての IITR (Annual Income Tax Return : 年次所得税申告) を行う年度となります。

昨年度 (2024 年度分の IITR 申告) では、Coretax 導入初期段階であったことから、申告画面へのアクセス不良、データ反映エラー、添付資料のアップロード不具合など、IITR 申告手続きにおいて多くのシステムトラブルが発生しました。その結果、申告作業が想定以上に長期化し、期限直前まで対応を要した企業も少なくありませんでした。税務当局は移行期間中として一定の罰則免除措置を講じていましたが、これはあくまで暫定的な対応でした。



本年度は、こうした経過措置を前提としない形で、Coretax 上で正確かつ期限内に IITR を提出することが原則となります。Coretax では、会計データや過年度申告内容、源泉税・付加価値税情報などが連動しており、IITR 上の数値に不整合がある場合、エラー表示や修正要求が自動的に行われる仕組みとなっています。これにより、申告内容の確認や修正に従来以上の時間を要する可能性があります。

このような状況を踏まえ、今年度の IITR 対応においては、申告期限直前の作業を避け、早期に準備を開始することが極めて重要です。具体的には、会計数値の早期確定、税務調整項目の整理、過年度との差異分析を事前に行うことで、Coretax 上での入力・検証作業を円滑に進めることができます。また、システムエラーが発生した場合でも、十分な対応時間を確保することが可能となります。

Coretax 完全稼働初年度の IITR 申告は、今後の税務コンプライアンスの基準となる重要な年度です。予期せぬシステムトラブルや追加対応に備え、余裕を持ったスケジュールでの申告準備を進めることを強くおすすめいたします。

#### 株式会社東京コンサルティングファーム

インド・中国・香港・ASEAN・中東・アフリカ・ラテンアメリカなど世界 20 か国超に拠点を有し、各国への進出や進出後の事業運営についてトータルサポートを行っている。

また、新興国投資に対応したデータベース「Wiki-Investment」を提供し、30 カ国の投資環境や会社法、税務、労務、M&A 実務といった内容を掲載。(URL <http://wiki-investment.com/>)

さらに「海外投資の赤本」シリーズとして、インド・中国・東南アジア各国・メキシコ・ブラジルなどの投資環境、拠点設立、M&A、会社法、会計税務、人事労務などの情報を網羅的かつ分かりやすく解説した書籍を出版している。

問合先： [finfo@tokyoconsultinggroup.com](mailto:finfo@tokyoconsultinggroup.com)



## マレーシア：SST アップデート

## 2026 年度予算案 続き

Kato Business Advisory Managing Director

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

日本国公認会計士 加藤 芳之氏

## &lt;ポイント&gt;

- SST アップデート（続き）
- 高齢者の雇用に対する税制上の優遇措置

## &lt;SST アップデート続き&gt;

N 子：加藤さん。本日も、10月 10 に発表された 2026 年度予算案に関するご解説の前に、SST の アップデートの続きからお願いできますか？

加藤：了解致しました。前回お話しした通り、7月 1 日から遡及適用される SERVICE TAX POLICY 7/2025 が、2025 年 10 月 24 日に発表されました。

N 子：はい。

加藤：売上税登録製造業者が、インストレーション工事を請負う場合のサービス税の取扱いにつき、契約書や請求書が、物品供給とインストレーション工事を分離して記載されている場合、サービス税はインストレーション工事にのみ課され、商品の供給にはサービス税がかかりません。

N 子：はい。

加藤：一方、物品供給とインストレーション工事を分離記載していない契約の場合は、サービス提供者が売上税登録製造業者である場合、インストレーション工事は供給された商品の価値の一部として扱われ売上税は契約金額全体に課されます。また、サービス提供者が売上税登録製造業者でない場合、供給された商品の価値はインストレーション工事の一部として扱われ、サービス税は契約金額全体に課されます。

N 子：なるほど。

加藤：同じような論点ですが、建設資材・物品の供給及び建設工事サービスに関する請求書に対するサービス税の取扱いも発表されています。

N 子：先程のは売上税登録業者の目線、これはサービス税登録業者の目線ですね。

加藤：そういう事です。

● 建設サービス提供業者が、供給された建設資材と建設工事サービスについて、それぞれ個別の請求書を発行する場合：

a) サービス税は、建設工事サービスに対してのみ課されます

b) 建設資材の供給はサービス税の対象外です

● 発行された請求書が、供給された建設資材と建設工事サービスを分離していない場合、請求書の合計金額にサービス税が課されます。

N 子：なるほど。よく似た取り扱いですね。

加藤：はい。さらに、船舶またはプラットフォームの建造に関するエンジニアリング、調達、建設、コミッショニング(EPCC)契約に対するサービス税の取り扱いも定められました。具体的には、以下の通り、売上税またはサービス税、いずれかの対象にするかのオプションが付与されます。

1) 造船工程を船舶又はプラットフォーム建設として取扱う場合：サービス税の対象（B2B 免除の対象）

2) 造船工程を船舶またはプラットフォーム製造活動として扱う場合：売上税の対象（B2B 免除の対象外）

N 子：なるほど、良く分かりました。

## &lt;高齢者の雇用に対する税制上の優遇措置&gt;

加藤：では、予算案の話に戻ります。高齢者の雇用に関するインセンティブです。

N 子：はい。

加藤：2019年度予算では、60歳以上の高齢者を雇用する雇用主に対して、以下の項目を条件として、追加控除が与えられました。

- 従業員はフルタイムで雇用される；
- 従業員の月給がRM4,000を超えない；
- 雇用主と従業員は同一の個人ではない；
- 従業員は雇用主と家族関係がない。

N子：はい。

加藤：これが2025年度までの期間限定インセンティブだったんですが、2026予算案で、高齢者が活動し続け、経済的自立を達成し、国の経済発展に貢献し続けることを促進するために、高齢者を雇用する雇用主に対する追加控除を5年間延長することが提案されました。すなわち2026年から2030年度までの適用となる予定です。

N子：ありがとうございました。

NNA隔週記事（出所：NNA）

#### Kato Business Advisory（マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー）

マレーシアに1997年から駐在し、マレーシア進出の日系企業に対し20年以上、会計・税務、経営面をサポートしています。2020年に独立し、現在のKATO BUSINESS ADVISORYを設立。日系企業の現地進出支援を展開している会計系コンサルティング会社です。

【代表者】加藤 芳之

【社員数】9名（2020年11月時点）

【有資格者】6名

【支援業務内容】

#### マレーシア進出支援：設立、設立後の会計・監査・税務、経営支援

設立前のご相談から設立支援、設立後の会計・監査・税務、経営支援まで幅広くサポートさせていただきます。

#### 国際税務支援：移転価格対策等

移転価格対策等、海外展開している日系企業が抱える税務リスクをトータルにサポートさせていただきます。

#### 間接税支援

マレーシ亞特有のセールス・サービス税や不動産譲渡益税等につき、長年の実績をベースにサポートさせていただきます。

#### M&A支援：バイサイド、セルサイド、財務DD対応

会計事務所系コンサルティング会社だからこそできるサービスを提供させていただきます。

ーお問い合わせ先ー

KATO BUSINESS ADVISORY SDN BHD

N-6-10, The Gamuda Biz Suites, No.12,  
Persiaran Anggerik Vanilla, Kota Kemuning,  
40460 Shah Alam, Selangor, Malaysia

[Kato@kato.com.my](mailto:Kato@kato.com.my)

携帯：+60-12-371-0369



## 迫る 2027 年 PSAK 改正

### —インドネシア会計はどう変わるのか—

PT. BridgeNote Indonesia (マイツグループ)

榮 颯馬氏

2027 年を適用開始時期として、インドネシア会計基準 (PSAK) は国際財務報告基準 (IFRS) の改正内容を広く取り込む形で大きなアップデートが予定されています。PSAK はこれまで段階的に IFRS ヘコンバージェンスを進めてきましたが、2027 年改正は単なる基準番号単位の修正ではなく、財務諸表の表示、開示、さらには経営管理の考え方そのものに影響を与える点が特徴です。本稿では、現時点で実務上特に重要と考えられるポイントを整理し、日本企業のインドネシア子会社が留意すべき点を解説します。

### 損益計算書の構造見直しと利益区分の明確化

今回の改正で最も注目されているのが、損益計算書 (Laporan Laba Rugi) の構成見直しです。IFRS 改正においては、従来やや曖昧であった営業損益、投資損益、財務損益の区分をより明確にする方向性が示されており、PSAK でも同様の整理が行われる見込みです。

これにより、これまで「その他収益・費用 (income/expense lain-lain)」として一括表示されていた項目について、営業活動との関連性がより厳密に問われることになります。インドネシア実務では、為替差損益や一時的な雑収益が広くその他項目に含まれてきましたが、2027 年以降は表示区分の再検討が不可避となります。

### 経営者視点を重視した開示要求の拡充

新しい PSAK では、単なる数値の開示にとどまらず、「経営者がどのように業績を把握・評価しているか」という視点がより強く求められます。これは IFRS で導入が進んでいる経営者業績指標 (いわゆる MPM : Management Performance Measures) の考え方を反映したものです。

例えば、社内管理目的で用いている調整後利益や EBITDA 等を外部開示する場合、その定義、算定方法、IFRS ベースの利益との差異について明確な説明が必要となります。日本本社向け報告用に独自の管理指標を用いているインドネシア子会社では、会計数値と管理数値の関係整理が重要な実務テーマとなります。

### 開示負担の増加と実務プロセスへの影響

2027 年改正 PSAK では、注記情報の質的向上も大きなテーマです。重要性の低い定型文言を削減する一方で、企業固有の判断や見積りに関する説明が求められます。これは監査対応のみならず、決算早期化や内部レビューフレームにも影響を及ぼします。

特に、見積り要素の強い引当金、減損、退職給付、リース会計などの分野では、「なぜその数値になったのか」を説明できる資料整備が不可欠となります。従来の PSAK 対応に比べ、決算プロセスがよりストーリー性を持つ点が特徴です。

### 日本本社連結との関係

日本基準または IFRS で連結決算を行っている日本企業にとって、PSAK 改正は単なるローカル論点ではありません。インドネシア子会社の個別財務諸表の表示・開示が変わることで、連結パッケージの作成方法や調整仕訳の考え方にも影響が及



ぶ可能性があります。

特に損益区分や注記構成の変更は、本社側での理解不足があるとコミュニケーションコストを増大させます。2027年適用を見据え、早い段階から本社・現地間で改正内容を共有しておくことが望ましいです。

### 今から準備すべきこと

2027年はまだ先と感じられるかもしれません、会計基準対応は直前対応ではリスクが高いです。

まずは、①自社の損益計算書表示やその他収益項目の棚卸し、②社内管理指標と会計数値の関係整理、③注記作成プロセスの見直し、の3点から着手することが現実的です。

PSAK 改正は単なるルール変更ではなく、インドネシア子会社の財務情報をどのように「説明するか」が問われる時代への移行を意味しています。2027年改正を、会計対応の負担増として捉えるのではなく、財務情報の質を高める機会として活用できるかどうかが、今後の実務対応の鍵となるでしょう。

### まとめ

2027年に予定される PSAK 改正は、単なる会計基準番号や定義の変更にとどまらず、財務諸表の「見せ方」や「説明の仕方」そのものを見直す内容となっています。特に、損益計算書の区分整理や経営者視点を重視した開示の導入は、これまでのインドネシア実務に一定の調整を求めるものであり、日本企業の現地法人にとっても影響は小さくありません。

一方で、本改正は PSAK が IFRS とより高いレベルで整合することを意味しており、日本本社の連結決算やグループ管理の観点からは、中長期的に情報の比較可能性が高まるという側面もあります。

重要なのは、改正内容を「監査対応上の追加作業」として捉えるのではなく、現地法人の財務情報をより分かりやすく、説得力をもって説明するための基盤整備と位置付けることです。

2027年の強制適用までにはまだ時間はあるものの、実務への影響が大きい分野ほど早期の整理と検討が有効となります。今後公表される詳細な基準改正の動向を注視しつつ、段階的な準備を進めることができ、インドネシア子会社の安定した会計・開示対応につながるでしょう。

### ◆Bridge Note のご案内◆

会社名：

PT. Bridge Note Indonesia (マイツグループ)

President：古賀 晶子

住所：

Menara Ahugrah Lantai 15, Kantor Taman E.3.3

Jl. Mega Kuningan Lot 8.6-8.7 Jakarta Selatan 12950

E メール：[so-sakae@bn-asia.com](mailto:so-sakae@bn-asia.com)

事業内容:

各種コンサルティング業務(会計・税務・法務・労務)/多言語会計システム(Bridge Note)の販売/ビザ申請手続き/会社設立/移転価格/ディーデリジェンス/連結パッケージ作成

インドネシアで日系企業を中心に 150 社ほど導入いただいている「Bridge Note」は、入力が平易な多言語のクラウド会計システムです。会計業務のコスト低減、業務効率化、不正防止をお考えの方はぜひご連絡下さい！システムの導入ができ、かつ、貴社の月次会計報酬の値段が下がります！



## タイ会計税務関連最新情報アップデート

Asia Alliance Partner Co.,Ltd.(AAP)

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

今回は Asia Alliance Partner Co.,Ltd.(AAP)より、タイの最新税務アップデートについてお届けいたします。

### タイ労働保護法改正、12月7日施行へ

タイ政府は2025年11月7日付で官報に告示した「労働者保護法(第9版)」を、12月7日より施行する。今回の改正は、労働者の生活の質向上と国際競争力強化を目的としており、企業の人事制度にも直接影響を及ぼすことになります。

### ■出産・育児関連休暇の拡充

項目	改正前	改正後	備考
産休日数	98日	120日	出産休暇全体の延長
有給部分	45日	60日	賃金全額支給
追加育休		最大15日	申請時に合併症・障害がある場合 期間中は賃金50%支給
男性育休		最大15日	出産支援目的

### ■週休2日制の法制化

これまで「最低週1日休み」だった規定が改正され週休2日制が原則化。また業種によっては例外規定が設けられるが、小売・製造・飲食などではソフト再構築が必要となる見込みです。

### ※留意点

施行予定日は官報掲載から30日後の2025年12月7日が正式施行日とされていますが、週休2日制については、業種の特性上難しい場合には代替措置や例外規定が設けられる見込みとされており、当該項目の延期なども議論されているため、実務上は即時義務化ではない可能性がございます。

### ■その他の改正点

労働時間および残業規制の強化が図られ、深夜勤務や危険業務に従事する労働者に対する割増賃金率の見直しが行われます。これにより、過酷な勤務環境における労働者保護が一層強化されることとなります。次に、有給休暇制度の拡充が進められ、長期勤務者に対する追加休暇の付与に加え、家族介護や病気対応を目的とした特別休暇制度が新たに導入されます。これにより、労働者のワークライフバランスの改善が期待されます。

今回の改正は、タイ社会における「働き方改革」の大きな一歩であり、労働者の生活の質向上と企業の制度改革を同時に促すものとなります。

### タイ、寺院寄付の「電子化」始動へ

~文化的価値と不透明な現実の狭間で~

タイ歳入局は2026年1月1日より、寺院や財団、協会、基金などへの寄付に関する「寄付証明書の発行」を廃止し、すべての寄付を歳入局の電子システム「e-Donation」を通じて受け付ける方針を発表しました。これにより、寄付者は領収書を提出する必要がなく、税控除が自動的に適用される仕組みとなります。また、寄付者は、個人、法人を問わず、寄付金または寄付費用の控除を受けることができます。

### ■タンブン文化の根強い価値と不透明な現実

タイ社会において「タンブン(功徳を積む行為)」は、仏教徒にとって欠かせない宗教的慣習です。僧侶への布施や寺院への寄付は、現世の幸福や来世の良い輪廻を願う行為として広く行われています。寺院は地域社会の中心であり、教育や福祉活動を支える存在でもあります。しかし近年、寄付金の一部が僧侶や寺院関係者の私的な利益に流用される事例が報道され、社会的批判を呼んでいます。



す。寺院建設資金の不明瞭な扱いや、僧侶の豪奢な生活が問題視されるケースもあります。宗教的権威を背景に寄付を集める一方で、その使途が信者に十分に説明されないことが「闇」として指摘されてきました。

### ■電子寄付の狙い及び課題

歳入局による電子寄付制度は、こうした不透明性を是正する狙いがあります。寄付金は直接寺院の口座に入るのではなく、システムを通じて管理されるため、資金の流れが明確になります。政府は「透明性の確保とデジタル政府の推進」を掲げ、宗教活動と公共の信頼を両立させる方針です。

ただし、高齢者や地方の信者、電子機器に不慣れな層にとって電子寄付は不慣れであり、導入には時間がかかる可能性があることが懸念されております。

すべての寺院が不正をしているわけではなく、多くは地域社会に貢献しているため、電子化はむしろ「誠実な寺院」を支える仕組みともなり得ることが期待され、信仰心に基づくタンブンの価値は否定されず、制度改革は「文化の近代化」と「信頼回復」の両立を目指しています。タイの寺院寄付は、文化的価値と社会的課題が交錯する領域にあり、電子寄付制度は透明性を高める一歩ですが、信仰心と制度改革のバランスが今後の焦点となります。

### e-Donation のメリット

#### ○税務手続きの簡素化:

紙の領収書提出が不要となり、寄付者は自動的に税控除を受けられる。

#### ○透明性の向上:

資金の流れが電子的に記録され、不正や不明瞭な利用を防止。

#### ○利便性:

スマートフォンやオンラインバンキングを通じて寄付が可能。地方や海外在住者も容易に参加できる。

#### ○信頼性の強化:

誠実に活動する寺院や財団にとっては、透明性が信頼を高める追い風となる。

#### ○政府のデジタル化推進:

行政サービスの電子化の一環として、国全体の効率化にも寄与。

Asia Alliance Partner Co.,Ltd.

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構  
メンバー)

Asia Alliance Partner は 2004 年タイにて設立以降、既進出日系企業や新規進出企業向けに進出前のご相談対応から、進出手続代行、進出後の日々の会計税務法務支援、年次法定監査までワンストップでサービス提供しております、在タイ日系企業向けコンサルティング会社としては最大規模で運営しております。

—お問い合わせ先—

Asia Alliance Partner Co.,Ltd.

1 Vasu 1 Building 12 Floor, Soi Sukhumvit 25,  
Sukhumvit Rd., Klongtoey-Nua, Wattana,  
Bangkok 10110

【Mail】[info@aapth.com](mailto:info@aapth.com)

【URL】<http://www.aapth.com>



## 世界に発信された竹足場の真実： 香港の伝統技術と近代化の波

香港マイツビジネスコンサルティング

先般、大埔で起こった大火災の翌日(11月27日)から中止されていた光のショー「シンフォニーオブライツ」は、12月10日より再開されました。また、中環でも中止されていた「ウィンターフェスタ2025」のライトアップも同日より再開されました。香港の人々と心をひとつに、皆様にとって温かいクリスマスになりますようお祈り致します。

今回の報道で世界中に知れ渡った香港の「竹製の足場」について、一部の海外メディアでは火災の延焼原因ではないかと取り上げられ、誤解を招くような報道もありました。これについて香港では個人や団体からSNSなどで世界へ向けて、正しい理解を求める発信が見られました。

香港にあまり馴染みがない海外の方々にとっては、先進都市の香港で竹製の足場を使用していることは意外だったかもしれません、香港の環境に適しているからこそ現代に至るまで使用されていた背景があります。竹の足場「竹棚」は広東省から香港へ広まった建築技術で長い歴史があり、イベントなどの会場設営から高層マンションの建設まで、香港では様々な建築現場において使用されています。竹や金属など素材を問わず、足場を組むことを「搭棚」「築棚」と言いますが、香港では竹で足場を組むことを指しています。

竹の足場は香港土産のポストカードにもなるほど香港ならではの風景です。高層ビルがひしめく香港では再開発やビルの修繕など、日々あちこちで大規模な建築作業が行われており、8割を占める現場で竹の足場が使用されています。竹素材のメリットとして、安価で軽量、柔軟なため狭い場所

でも組みやすい、現場に合わせ長さを切るなど加工がしやすいたこと、解体や撤去がしやすいたこと、高温多湿な香港で湿気にも強く劣化しにくい、などが挙げられます。そして伝統技術は文化遺産としての面もあります。竹の足場を組むには「搭棚師」と呼ばれる専門の職人の手が必要ですが、近年は職人の減少や高齢化が懸念されていました。やはり熟練工でないと足場の崩落の恐れもあり、昔のように師匠から弟子へ受け継ぐこともままならないため、安全確保を念頭に香港政府が金属製の足場へ段階的な移行を推奨・義務化を進めていた最中でした。ちょうど今年3月、公共事業で新たに建築する場合は、金属製の足場を50%の比率で使用を義務づける方針を出していましたが、今回の件を受け、金属製の足場への移行を計画よりも前倒しで進めることになりました。それを受けた建築業界では職人の雇用が懸念され、また文化的遺産として残すべきだという声もあります。

かつて香港の象徴であったネオンサインも竹の足場と同様に、安全強化のため9割近くのネオンサインが街から姿を消しました。老朽化による看板の落下、ショッピングモールの増加に伴う個人商店の減少、ネオンからLEDライトへの移行等の理由が挙げられます。香港ならではの風景、ネオンサインがひしめき合う雑多な街並みが消えてしまうのは、時代の流れとはいえやはり惜しまれています。



香港にはこの他にも、多くの文化的遺産があります。香港には世界遺産に登録されている場所はありませんが、豊富な無形文化遺産を有しています。

#### 世界夜景遺産

- ビクトリアピークからの夜景：香港の夜景スポットとしてあまりにも有名なビクトリアピークピークからの夜景は、2024年7月に世界夜景遺産に認定されました。

#### 無形文化遺産

- 粵劇（広東オペラ）：2009年ユネスコ無形文化遺産に登録されました。広東語で行われる伝統的な歌とセリフが特徴で、現在は戯曲を中心などで上演されています。
- 長洲の太平清醮（饅頭祭り）：疫病退散を祈る大規模な祭りで饅頭タワーが見所です。
- 大坑の舞火龍（ファイヤー・ドラゴン・ダンス）：中秋節に大坑で行われる火の龍の舞で、中国の国家级無形文化遺産に登録されています。
- 西貢の坑口客家舞麒麟：幸運を呼ぶ麒麟の舞、中国の国家级無形文化遺産に登録されています。
- 港式奶茶（香港式ミルクティー）：イギリスの紅茶文化から発展した香港独自の製法で淹れるミルクティーは、2017年無形文化遺産に登録されました。「絲襪奶茶（ストッキングミルクティー）」と呼ばれますが、実際にストッキングを使用しているのではなく、白い布袋に茶葉を入れ、その袋に茶葉の色が染まって茶色くなるためこう呼ばれています。ミルクに高い位置から「撞茶（お茶をぶつける）」することにより、空気を取り込んで滑らかな口当たりと香りが引き出されます。

#### 歴史的建造物

- 大館（Tai Kwun）：旧中央警察署などを改修した、歴史とアートの複合施設です。
- 香港終審法院（旧最高裁判所）：イギリス植民地時代の新古典（ネオ・クラシック）主義建築で、1984年に香港法定古蹟に登録されました。
- 黄大仙：香港で最大かつ最古の道教寺院、その信仰と風習が2014年に中国国家無形文化遺産に登録されました。

香港はイギリス植民地時代の面影を残す建物が多くあり、民間には中国文化が根付いています。それらの独特で伝統的な文化を保護する取り組みが積極的に行われています。

#### 香港マイツビジネスコンサルティング

##### 会社概要：

香港、華南地区進出の日系企業向けに会計税務、人事労務を中心に法人経営に関わる専門サービスをワンストップで提供しています。

上海を中心として中国各省にも拠点を有しており、各拠点と連携した包括的なサービス提供が可能。

—お問い合わせ先—

##### 事務所所在地

Room 1005, 10/F Tower 2 Silvercord,  
30 Canton Road, Tsim Sha Tsui, Kowloon,  
Hong Kong

Tel : +852-2959-1320

E-mail : [cs@myts.com.hk](mailto:cs@myts.com.hk)

URL : <http://www.myts.co.jp>



## 中国出張時のビザ免除政策が延長に！ ～商業・貿易等を目的とした中国 30 日 以内の短期滞在に対する、入国ビザ免除 の延長、並びに関連事項の注意喚起～

株式会社マイツ

国際事業部 中国室室長

米国公認会計士 古谷 純子氏

2024 年 11 月末以降、中国出張時のビザ免除政策が採られましたが、先般、単方面査証免除措置の延長に関する通知（以下“ビザ免除措置の延長通知”と表記）<sup>i</sup>により、当該措置の 1 年延長が公表されました。

本稿では、従来の経緯と本通知の説明、及び短期滞在に係る関連留意事項を列挙します。

### 1. 従来の経緯<sup>ii</sup>

新型コロナウィルスの発生前は、中国への滞在“15 日以内”的商業・貿易、観光、親族訪問等の入国には、ビザが不要でした。しかし、コロナ禍に外国人の中国への入国が暫定的に停止し、その後、規制内容に調整が加えられつつ、M ビザや Z ビザ等の取得を前提に、中国への渡航が再開されました。

更に、2023 年 1 月より中国入国情の隔離措置が撤廃され、2024 年 11 月にはビザ免除国の更なる拡大と入国政策の最適化に関する通知（以下“2024 年通知”と表記）<sup>iii</sup>により、短期出張者や旅行者等に対して 2024 年 11 月 30 日から 2025 年 12 月 31 日まで、日本を含み、滞在“30 日以内”的ノービザでの入国が可能となりました。

### 2. ビザ免除措置の延長通知

中国外交部は 2025 年 11 月 10 日付けで、“ビザ免除措置の延長通知”により、2024 年通知の内容を実質的に延長しました。

日本を含む対象国の一般旅券を保持する短期出張者や旅行者等のノービザでの中国入国と 30 日以内の滞在の措置を 2026 年 12 月末まで延長すると、公表しました。同通知の原文は、次頁の【表1】の通りです。

### 3. 短期滞在に係る留意

当該措置の継続は朗報です。一方で、昨今の状況を踏まえ、短期出張・観光等には、以下等にもご留意ください。

#### ➤ 境外人員住宿登記（臨時宿泊届）の運用に係る厳格化：

地域により運用差があるものの、当該登記（届）の管理が厳格化されています。但し、外国人が宿泊可能なホテル等（中国語：涉外酒店）であれば施設側が実施しますので（友人宅等での宿泊が無い限り）、通常は寧ろ、駐在者に直接的に関わる論点との認識です<sup>iv</sup>。

#### ➤ 個人所得税への対応：

日本国籍者の場合、中国国内滞在日数が 183 日超となれば日中租税条約の短期滞在者免税措置を享受できず、（他の 2 要件を充足していたとしても）中国税法上の納税義務が生じます。

（納税義務が生じた場合、中国マイツグループにて納税代行が可能なケースでは、当該現地企業での税務システム操作、納税操作等が必要となるケースもあり、この場合、当該現地企業の協力が前提となります。）<sup>v</sup>

#### ➤ 治安面の情報収集：

過去の歴史に関わる日や行事、渡航時の政治状況など、慎重な行動を念頭にすべき時期もあります。日本大使館や中国各地の総領事館が発する安全情報も併せてご参照頂ければと思います<sup>vi</sup>。



### 【表1：ビザ免除措置の延長に関する通知】

引き続き中国と外国との人的往来の円滑化を図るため、フランス等の下記の記載国（下記リスト参照）に対する単独のビザ免除措置を2026年12月31日24時まで延長することを決定した。（中略。）

本措置の対象国的一般旅券保持者が、商用、観光、親族・友人訪問、交流、又はトランジットを目的として中国に入国する場合、30日以内の滞在に限り査証の取得を免除する。

ただし、査証免除要件を満たさない者については、引き続き中国入国前に査証を取得する必要がある。

#### 査証免除対象国一覧：

フランス、ドイツ、イタリア、オランダ、スペイン、スイス、アイルランド、ハンガリー、オーストリア、ベルギー、ルクセンブルク、オーストラリア、ニュージーランド、ポーランド、ポルトガル、ギリシャ、キプロス、スロベニア、スロバキア、ノルウェー、フィンランド、デンマーク、アイスランド、モナコ、リヒテンシュタイン、アンドラ、大韓民国、ブルガリア、ルーマニア、クロアチア、モンテネグロ、北マケドニア、マルタ、エストニア、ラトビア、[日本](#)、ブラジル、アルゼンチン、チリ、ペルー、ウルグアイ、サウジアラビア、オマーン、クウェート、バーレーン

i 原文 URL: [关于延长单方面免签政策的通知 /FYI: 外务省 海外安全ホームページ | 中国入国のためにビザ免除措置延長](#)

ii 過去の経緯の詳細は、JPマイツ通信（2024年11月（増刊号））他を参照のこと。

マイツグループニュースレターは右記URLの通り。URL: [ニュースレター アーカイブ | 株式会社マイツ](#)

iii 原文 URL: [关于进一步扩大免签国家范围并优化入境政策的通知](#)

iv 詳細は、上海通信（2023年9月号、2025年12月号）等をご参照願いたい。

v 詳細は、JPマイツ通信（2023年3月号）等をご参照願いたい。

vi 外務省HPに掲載されている、右記URL情報等を参照されたい。URL: [海外安全ホームページ: スポット情報詳細](#)

#### マイツグループ

日本国内に3拠点（東京、大阪、京都）、中国全土に10拠点（上海、蘇州、大連、瀋陽、北京、天津、成都、広州、香港）を開設しており、現地スタッフ350名体制、日中双方で事業再編のご支援をさせていただきます。日系企業から中国現地企業へ販路拡大、中国国内のグループ内再編、M&A、清算業務まで幅広く対応しております。

上記内容のお問い合わせは株式会社マイツ

【URL】: <http://www.myts.co.jp>

【TEL】03-6261-5323／【FAX】03-6261-5324

【問い合わせ窓口】

篠原（しのはら）Email: [yshinoha@myts.co.jp](mailto:yshinoha@myts.co.jp)

本資料の著作権は弊社に属し、その目的を問わず無断引用または複製を禁じます。